

第12回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成30年6月20日(水) 午後1時30分～午後2時15分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(12名)

1	高田洋一	3	松岡照明	4	中平勝則	5	二宮正宏
7	高田光一	8	芝貞弘	9	古用敏彦	10	山本一人
11	清家壽秋	12	青木武司	13	谷口雄記	14	川平定計

4. 欠席委員(2名)

2	赤松拓也	6	有田亜佳
---	------	---	------

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第54号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について

日程第4 議案第55号 下限面積(別段面積)について

日程第5 議案第56号 新規就農者向け下限面積(別段面積)について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	渡辺美枝	主事	毛利巧
----	------	----	------	----	-----

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第12回鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会の挨拶を川平会長よりいただきたいと思います。</p>
会長	<p>今週の初め大阪で地震が起きたということで、農業新聞を見ていますと大阪に農業地帯はほとんどないと思っていましたが、水源のダムが決壊し水が溜まらないという被害が出ているようです。</p> <p>四国においても東南海地震の発生が警戒されている状況ですが、何とか日常の中で万全にしておきたいと考えます。</p> <p>軽トラックに乗っていますと結構雨が降ってきましたが、もう田植えが終わり、畑の野菜が育つ時期に入ると思います。</p> <p>これからどんどん暑くなってきますので、体に十分気をつけて農作業に努めていただきたいと思います。</p> <p>お手元に農業委員会総会の資料が配られていますので、この内容に従いまして審議していただけたらと思います。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、12名であります。</p> <p>赤松拓也委員、有田亜佳委員から欠席の連絡を受けています。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第12回鬼北町農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に本日の議案書の差し替えがございますので確認をお願いします。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に8番 芝貞弘委員、9番 古用敏彦委員、以上の両委員を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>なお、順位5番は委員の関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限がございます。</p> <p>順位5番は該当委員退席後に審議します。</p>

	それでは順位1番及び2番について、松岡照明委員より説明願います。
松岡委員	議席番号3番 松岡です。 議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番及び2番の説明をします。 まず順位1番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第53号 順位1番 説明】
松岡委員	農地法第3条第2項各号について、6月18日に譲渡人、譲受人、事務局1名、末廣推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第53号 順位1番 説明】
松岡委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
松岡委員	続いて順位2番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第53号 順位2番 説明】
松岡委員	農地法第3条第2項各号について、6月18日に譲受人、事務局1名、末廣推進委員、私の計4名で現地調査を行いました。 譲渡人には契約の内容など事務局に確認してもらいました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第53号 順位2番 説明】
松岡委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 順位1番についてご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて順位2番について質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)

議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて順位3番について、二宮正宏委員より説明願います。
二 宮 委 員	議席番号5番 二宮です。 議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第53号 順位3番 説明】
二 宮 委 員	農地法第3条第2項各号について、6月18日に事務局1名、井伊推進委員、私の計3名で現地調査を行いました。 譲渡人は高齢のため現地調査に立ち会うことができませんでしたので、自宅にて契約の内容等に間違いがないことを確認しました。 また譲受人には電話で契約の内容等について間違いがないことを確認をしました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第53号 順位3番 説明】
二 宮 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて順位4番について、有田亜佳委員が欠席のため事務局より説明願います。
事 務 局	失礼します。

	議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第53号 順位4番 説明】
事務局	農地法第3条第2項各号について、6月18日に譲渡人、譲受人、有田農業委員、上甲推進委員、事務局1名の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第53号 順位4番 説明】
事務局	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	〇〇〇〇委員は退席願います。
	(〇〇〇〇委員 退席)
議長	それでは順位5番について、有田亜佳委員が欠席のため事務局より説明願います。
事務局	失礼します。 議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第53号 順位5番 説明】
事務局	農地法第3条第2項各号について、6月18日に譲受人、有田農業委員、井伊推進委員、事務局1名の計4名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第53号 順位5番 説明】
事務局	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
高田委員	議長。
議長	高田委員。
高田委員	議席番号1番 高田です。 譲受人が農業後継者となっていますが、譲渡人との関係がどうなっているか 教えていただけたらと思います。
議長	事務局。
事務局	譲受人と譲渡人の関係ですが、親子関係になります。
議長	高田委員、よろしいですか。
高田委員	はい。
議長	他にご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は申 請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位 5番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	事務局は〇〇〇〇委員を呼んできてください。
	(〇〇〇〇委員 着席)
議長	続いて順位6番について、清家壽秋委員より説明願います。
清家委員	議席番号11番 清家です。 議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番の説 明をします。
	【議案書に基づき、議案第53号 順位6番 説明】
清家委員	農地法第3条第2項各号について、6月18日に譲受人、事務局1名、西川 推進委員、私の計4名で現地調査を行いました。 譲渡人は遠方にお住まいで現地調査に立ち会うことができないので、電話で 申請内容について確認しています。 その内容を調査書に基づき報告をします。

	【調査書に基づき、議案第53号 順位6番 説明】
清家委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	日程第3 議案第54号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 順位1番から13番まで事務局より説明願います。
事務局	それでは、町長から審議依頼のありました議案第54号について順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第54号 順位1番から13番 説明】
事務局	以上でございます。 ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	ただ今、順位1番から13番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第54号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から13番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第54号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から13番に

	<p>つきましては、原案のとおり決定させていただきます。</p> <p>なお、本日付で、異議の無い旨決定したことを町長に通知します。</p>
議 長	<p>日程第4 議案第55号「下限面積（別段面積）について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事 務 局	<p>失礼します。</p> <p>議案第55号「下限面積（別段面積）について」を説明します。</p>
	<p>【議案書に基づき、議案第55号 説明】</p>
事 務 局	<p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局からの説明が終わりました。</p> <p>これより質疑討論を行います。</p> <p>ご意見ありませんか。</p>
	<p>（質問、意見等なし）</p>
議 長	<p>はい、ご意見もないようですので採決いたします。</p> <p>議案第55号「下限面積（別段面積）について」、原案のとおり公示することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第55号「下限面積（別段面積）について」、原案のとおり公示いたします。</p>
議 長	<p>日程第5 議案第56号「新規就農者向け下限面積（別段面積）について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事 務 局	<p>失礼します。</p> <p>議案第56号「新規就農者向け下限面積（別段面積）について」を説明します。</p>
	<p>【議案書に基づき、議案第56号 説明】</p>
事 務 局	<p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局からの説明が終わりました。</p> <p>これより質疑討論を行います。</p> <p>ご意見ありませんか。</p>
高 田 委 員	<p>議長。</p>
議 長	<p>高田委員。</p>
高 田 委 員	<p>議席番号1番 高田です。</p> <p>議案について基本的に賛成ですが、空き家バンクに登録した農地は現在どれくらいあるのか教えていただきたい。</p>

議 長	事務局。
事 務 局	担当課に確認したところ1件だけになります。
議 長	担当課長からは空き家を買おうとすると農地が付いていて、農地が取得できないというのは不都合であるという意見も出ています。 こういう条件整備をして、農地と空き家と一緒に買うことができるようになったら良いのかもしれませんが。
高 田 委 員	逐次登録できるということですか。
事 務 局	はい。
末 廣 委 員	議長。
議 長	末廣委員。
末 廣 委 員	推進委員の末廣です。 今、高田委員が言われたことに関連するのかもしれませんが、1アールの対象になるのは空き家バンクに登録されているものだけでしょうか。 個人間で売買の契約が完了して、その中に農地がある場合は対象にならないのでしょうか。
議 長	事務局。
事 務 局	対象になるのは空き家バンクに登録されているものに限りです。
中 平 委 員	議長。
議 長	中平委員。
中 平 委 員	議席番号4番 中平です。 実際に売買される時は空き家バンクに登録する必要があると思いますが、先ほど言われていたように個人間で契約が済んだような場合、登録する必要はないのではないかとということにはならないでしょうか。
末 廣 委 員	高田委員が言われていたように、その都度登録できるかどうかが重要だと思います。 案については反対するところではないのですが、空き家バンクに登録するには中々要件があって難しいところもあるみたいで、話がついたけども空き家バンクに登録していないから売買できない、登録しようとしたらできないということがないようにしてもらえたらと思います。
高 田 委 員	議長。
議 長	高田委員。
高 田 委 員	農業委員会としては登録してもらうことに支障はないと思うのですが、主旨が定住促進をしよう、空き家対策をしようということですから、関係課、担当課のほうに空き家バンク登録の推進を要請してほしいと思います。

議 長	担当課だけではなく農業委員会としても配慮をして人口増加につなげるという主旨でよろしいですか。
高 田 委 員	はい。
清 家 委 員	議長。
議 長	清家委員。
清 家 委 員	議席番号11番 清家です。 この報告はホームページだけですか。
事 務 局	議案第55号とあわせて掲示板による公示の後、ホームページを検討しています。
清 家 委 員	わかりました。
議 長	他にご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第56号「新規就農者向け下限面積（別段面積）について」、原案のとおり公示することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第56号「下限面積（別段面積）について」、原案のとおり公示いたします。
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第12回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	議事録署名委員
	8 番
	9 番